

川崎市告示第150号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

日本脳炎

2 実施期間

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関

4 対象者

（1）第1期初回

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

（2）第1期追加

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

（第1期初回終了後6月以上の間隔をおく）

（3）第2期

9歳以上13歳未満の者

（4）特例対象者

平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

（1）明らかな発熱を呈している者

（2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

（3）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

（4）上記（1）から（3）までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者